

第78回香川県新型コロナウイルス対策本部会議 (持ち回り開催)

日 時：令和3年9月30日（木）

議題

1. 催物（イベント等）の開催に係る留意事項について

令和3年9月30日

催物（イベント等）の開催に係る留意事項について

本県における「まん延防止等重点措置」が9月30日をもって終了し、国の事務連絡に沿って1か月間（10月30日までの間）、経過措置が適用されることに伴い、本県の感染状況等を踏まえ、催物（イベント等）開催に係る留意事項別添10についてお示しするもの。

イベント開催制限等〔香川県全域〕

対象期間	収容率※	人数上限※	営業時間
まん延防止等重点措置期間 (8/20~9/30)	大声なし 100%以内 <small>(収容定員がない場合は、密にならない程度の間隔)</small>	5,000人	21時まで
経過措置期間 (10/1~10/30)	大声あり 50%以内 <small>(収容定員がない場合は、十分な人と人との間隔(1m))</small>	5,000人 又は 収容定員50%以内 (≤10,000人) のいずれか大きい方	制限なし
経過措置期間後 (10/31~)		5,000人 又は 収容定員50%以内 のいずれか大きい方	

※収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度とする。

別添10	催物（イベント等）開催に係る留意事項（第2版）	} (省略)
別紙1	感染防止策チェックリスト	
別紙2	必要な実積疎明資料の判定	
別紙3	催物結果報告フォーム	
別紙4	事前相談窓口（香川県）	
参考1	イベント開催時の必要な感染防止策	
参考2	大声での歓声・声援等のイベント例	
参考3	感染状況に応じたイベント開催制限等	

(参考) 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 通知

●「緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置終了後の1都1道2府23県における催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」

(令和3年9月28日付け事務連絡)

ほか

感染状況に応じたイベント開催制限等について（9/28～の取扱い）

		収容率※4	人数上限※4	営業時間短縮※4
緊急事態措置区域		50%	5,000人	21時まで
まん延防止等重点措置	緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置解除後の 経過措置 (約1か月)	大声なし※1 100%以内 大声あり※2 50%以内	(まん延防止等重点措置の都道府県) 5,000人	都道府県の判断
			5,000人 又は 収容定員50%以内(≦10,000人) のいずれか大きい方 注：大規模施設の実証調査を実施。実証開始前10,000人 →実証時20,000人に緩和。	
その他都道府県※3			5,000人 又は 収容定員50%以内 のいずれか大きい方	

※1 大声での歓声、声援等がないことを前提とする場合。この判断は、実態に照らして、個別具体的に判断。この場合、収容定員5,000人までの施設については、満席とすることが可能となる。

※2 大声での歓声、声援等が想定される場合等。異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る。）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

※3 施設の使用制限は、収容率要件など、必要な感染防止策を働きかける（人数上限なし）。

※4 収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要）。また、ワクチン・検査パッケージ等に関する技術実証の枠組みの下で、行動制限の緩和を実施。

都道府県等においては、本事務連絡等の催物の開催制限の目安、施設の使用制限等の留意事項に基づき、適正な運用を実施されたい。また、関係各府省庁においては、関係団体等を通じて、本事務連絡等に基づき、適切な周知・助言等を行われたい。

事 務 連 絡
令和3年9月28日

各都道府県知事 殿

各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置終了後の1都1道2府23県における催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について

今般、北海道、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県、福岡県及び沖縄県について、9月30日をもって緊急事態措置を終了するとともに、宮城県、福島県、石川県、岡山県、香川県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県について、9月30日をもってまん延防止等重点措置を終了する旨の公示を行う等のため、基本的対処方針を改定した。

都道府県対策本部において新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）に基づく適正な運用がなされるよう、下記のとおり、経過措置の期間等、1都1道2府23県における留意事項等を示す。感染状況に応じたイベント開催制限等の概要は別紙1、イベント開催時の必要な感染防止策は別紙2のとおり。

なお、感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じ、通知内容を見直す場合がある。

記

1. 催物の開催制限

(1) 緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置終了後の取扱い

基本的対処方針の三（3）8）等に基づき、特定都道府県又は重点措置区域から除外されてから1か月の経過措置として、当該期間中の催物開催の目安については、令和3年7月8日付け事務連絡1.

(3) のとおり目安等を取り扱うこと。

なお、当該期間中であっても、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置に再び公示された場合についても、令和3年9月9日付け事務連絡1.(1)及び(2)によること。

① 催物の開催制限の目安等

- 北海道、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県、福岡県、沖縄県、宮城県、福島県、石川県、岡山県、香川県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県については、令和3年9月30日をもって緊急事態措置を実施すべき区域又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域から除外されたことから、1か月間(10月30日までの間)、経過措置を適用することとする。
- 収容定員が設定されている場合、人数上限は、「5,000人又は収容定員の50%のいずれか大きい方」又は「10,000人」のいずれか小さい方を上限とする。なお、収容定員が設定されていない場合は、10,000人以下で開催すること。
- 上記人数要件に加え、収容率の目安として、令和2年11月12日付け事務連絡1.(1)②のとおり取り扱うこと。なお、大声での歓声、声援等が想定される催物については、異なるグループ又は個人間では座席を一席は空けることとしつつ、同一グループ(5名以内に限る。)内では座席等の間隔を設ける必要はないこと。すなわち、参加人数は、収容定員の50%を超えることもありうる。具体的には、各都道府県が個別イベントの態様に応じて判断すること。

なお、「同一グループ(5名以内に限る。)内では座席等の間隔を設ける必要はない」としているのは、家族等の日頃行動を共にするグループ内であれば、催物中間隔を空けずに着席しても、感染リスクは大幅には増加しない(日頃の行動における感染リスクと比べれば捨象しうる)と考えられるため、その趣旨に照らし、各都道府県において、適切に周知広報を行うこと。

- また、地域の行事、全国的・広域的なお祭り、野外フェス等については、令和2年11月12日付け事務連絡1.(2)のとおり取り扱うこと。

② 営業時間短縮等の要請

- 営業時間の目安について、地域の感染状況、施設の要請・働きかけ等を踏まえ、各都道府県が適切に判断すること。

なお、無観客で開催される催物等については、営業時間短縮の